

なくす会ニュースレター

〒330-0064
さいたま市浦和区岸町 7-11-5
Tel048-844-8972 Fax048-829-7444
nakusukai.01@saitama-k.com
<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

被害回復

(株)ZERUTA 被害回復訴訟（2021年11月1日現在の進捗状況）

給料ファクタリング事業者(株)ZERUTA に対し賃金債権の引き渡しとして支払った金額の返金を求める被害回復訴訟の2段階目の授權手続について、7月30日で書類提出を締め切り、9月15日付でさいたま地方裁判所第3民事部に債権の届け出を行ないました。



(株)ZERUTA からの認否はなく、なくす会から提出した債権は確定しました。第2段階への参加者は23名、被害総額は約1,860万円です。

今後裁判所での手続を経て、授權いただいた参加者の被害総額で按分した金額の返金手続きに進む予定です。

なお、返金額の目安は、被害総額の約10%（手続き参加費用、なくす会への報酬を含む）となる予定です。



差止請求

申入れ活動を行っている事案について（2021年11月1日現在）

事業者	概要
(株)Oz	(トレーニングジム中途解約トラブル) ⇒契約条項の修正を求め、消費者契約法第41条に基づく事前の差止請求書を送付しました。
ユリカハウス(株)	(火災保険申請・建物修理) ⇒業務委託契約書、チラシ、ホームページの記載および勧誘方法の修正を求めて4月に申入書を送付しましたが、11月現在、回答がありません。
(株)ツインガーデン	(ダイエットサプリ定期購入トラブル) ⇒表示の修正を求め、再申入書を送付、回答を受領しました。
(株)日本HP	(セキュリティ対策ソフト 広告表示) ⇒表示の修正を確認できたため、申入れ活動を終了しました。

他、肌ケア商品取り扱い事業者、不用品買取事業者に対する申入れを行っています。当会では、消費者契約法第27条に基づき、申入書、差止請求書を送付した事業者については、当会からの書面及び、事業者からの回答を当会ホームページに公開しております。

不当な条項を含むと思われる利用規約や約款・契約書、不当な表示だと思われる広告などがありましたら、なくす会まで情報提供をお願いします。

アンケート・めやすばこ「成年年齢引下げ」「特商法改正」



埼玉消費者被害をなくす会の活動委員会では、今年度も「消費者被害アンケート・めやすばこ」を実施します。当会ホームページにアップしております。ぜひご協力ください。



※トラブル回避に向けた啓発を主な目的としています

成年年齢引き下げは、当事者のみならず、回りの大人がきちんと理解していることも大切です。2022年4月1日から、18歳になれば法律上、成人とみなされ一人で契約できるようになりますが、その分、成人としての責任を負うこととなります。社会経験の少ない高校生は、悪質業者にとって格好のターゲットです。

いまは、20歳になったとたん、マルチ商法や金儲けできる情報商材の購入など、高額な契約を、学生ローンや消費者金融で借金させて結ばせる被害が多く発生しています。今度は、18歳で成人になる高校生が、こうした被害に直面することとなります。

トラブル回避のためには、トラブルの事例を知ることが大切です。アンケートにお答えいただくことで情報を共有し、トラブル防止につなげます。

【配布回収方法】

- ① アンケートフォームまたは二次元コードを読み取る場合：
各自で回答後、送信してください。



<https://docs.google.com/forms/d/117yWZm4m9RIQgn22gSZ08qC1ZMCLaBDH7mSITyoTvqM/edit>

または QR コードから回答 ⇒各自送信

回答後にお読みいただく資料は[こちら](#)【PDF376KB】



- ② 印刷した調査用紙を使用して回答いただく場合：
調査用紙を下記まで郵送または FAX 送信してください。
印刷用アンケート用紙は[こちら](#)【PDF：300KB】
回答後にお読みいただく資料は[こちら](#)【PDF376KB】

【回答締切り】
2021年12月末日

送付先：〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5 埼玉消費者被害をなくす会事務局
FAX：048-829-7444



「消費者裁判手続特例法等に関する検討会」報告書についての意見を提出しました

消費者庁では、懸案であった消費者裁判手続特例法の見直し等のために、本年「消費者裁判手続特例法等に関する検討会」を設置し検討を行ってきました。最後に、検討内容をまとめた報告書を作成し、検討会を終了しました。この報告書についての意見を、消費者機構日本、消費者支援機構関西、埼玉消費者被害をなくす会の特定適格消費者

団体3団体連名で、10月18日に提出しました。

→消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書についての意見はこちら

http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/pdf/211025_02_01.pdf【PDF228KB】

→検討会報告書は、こちらからご確認ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/meeting_materials/revie



2021年10月9日(土)10時より、オンライン(Zoom)にて、丹野 駿吾氏(弁護士)を講師に迎え学習会を開催、50名が参加しました。2017年5月に成立した民法改正の概要、2022年4月1日からの施行が迫った成年年齢引き下げに伴う懸念事項とトラブル防止の対処法などについてお話いただきました。その後、星野 由美さん(埼玉県消費生活コンサルタントの会・消費生活相談員)から、20歳~23歳が遭うことの多い特徴的なトラブルについて紹介いただきました。参加者からは「引下げ対象者に対する啓発活動、消費者教育の重要性を強く感じた」「トラブルに遭遇した場合でも、基本的な知識を知っておくことで冷静な対応が出来ると思った」などの感想が寄せられました。



【民法改正の背景】

明治29年(1896年)に民法が制定された後、債権関係の規定(契約等)については、約120年間ほとんど改正がなかった。社会・経済の大きな変化を受け、平成29年5月に民法の一部を改正する法律が公布された。民法の根幹部分である契約に関する規定の改正(2020年4月1日施行)、成年年齢引き下げに関する改正(2022年4月1日施行)が大きな改正ポイントである。

【成年年齢引き下げに伴う懸念事項と対処方法】

- 18歳、19歳の若い世代が詐欺的な取引の被害に遭う事例がかなり多くなるのでは？
- 2022年4月1日から、18歳になれば一人で契約することができるようになる。この「一人で契約ができる」ことの意味は、自由に契約できる反面、契約に伴い発生する責任を負うことになるということ。「契約」とは、守ることを法律上強制される約束で、守らないと、裁判所から強制執行(自分の財産を差し押さえられる)されることになる。
- 詐欺業者からすると、ターゲットが広がることになる。
⇒ 「おいしい話」を持ち掛けて、お金を払わせる詐欺被害が広がるのが懸念される。
- 被害に遭わないためには、「敵を知る」すなわち、詐欺の手口を知っておくことが大切。
⇒ 金、異性関係、自己実現への欲求に絡む詐欺が多い。
⇒ 詐欺の特徴は、話がうますぎる、無料と言っておきながら有料の契約を勧める、契約を急がせる、消費者金融でお金を借りさせるなど。最後には脅すこともある。
⇒ 若年層に多い詐欺業者への入り口は、インターネット広告、SNS・ダイレクトメール、マッチングアプリ、友達や先輩(学校、バイト先)。
- 被害に遭ったかとも思った時点でも、自分を責めずに消費者ホットライン「188」に相談を。お金を払っていない場合は、絶対に支払わないということが大事。契約を結ぶ過程に問題がある場合は、契約を取り消すことができる。

【受講者の感想(一部抜粋)】

- 当事者の青年たちへの消費者教育の重要性と、社会や企業等の意識をどう広げていくのか、あらためて考えた。
- 知っていることで防げる被害が沢山あると思う。
- もし詐欺にあって契約してしまってもお金を払わないということが印象に残った。
- 子どもによく教えておきたいが、社会経験や知識のない子供に正しく理解させるのはなかなか難しい。折に触れて話していきたい。



ビッグデータと私たちの暮らし

ビッグデータって何？個人情報はどうなるの？

ビッグデータはどのように活用されているのか、
どのように私たちの暮らしに関わるのか、
その有効性と危険性、消費者として知っておきたいこと
について学びます。



12月2日（木）10時～12時
オンライン（Zoom）

参加
無料

講師：板倉 陽一郎さん（弁護士）

申込期間：11月1日（月）～11月26日（金）

（要申込 応募者多数の場合抽選）

申込み：メールのみ nakusukai.05@saitama-k.com

件名を「12/2 学習会申込」とし、以下必須事項を記載してください

- ① お名前・フリガナ ②緊急時連絡先（なるべく携帯電話）

会員募集中！ ご寄付でのご支援もよろしくお願いいたします

なくす会の活動をご支援いただく会員の方を募集中です。正会員は総会での議決権が発生します。会員の方にはニュースレターをお送りいたします。

年会費 団体正会員：1万円、個人正会員：3千円
団体賛助会員：3千円、個人賛助会員：千円

振込先 埼玉りそな銀行 浦和中央支店 普通 No.5098908
特非）埼玉消費者被害をなくす会

寄付金での活動支援もお願いします（郵便振替でお願いいたします）

郵便振替口座番号 00140-4-357445

金額 0000（ご寄附いただく金額）

加入者名 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

通信欄 「寄附金」とご記入ください

ご依頼人 「郵便番号」「ご住所」「お名前」「電話番号」をご記入ください



消費生活支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を！

◆埼玉県消費生活支援センター（彩の国くらしプラザ内） TEL048-261-0999

◆全国共通 消費者ホットライン TEL188（いやや!）（お住まいの市町村相談窓口につながります）